

經濟論叢

第 169 卷 第 4 号

-
- 三菱電機のテレビを中心とする
対米輸出マーケティング(1)……………近 藤 文 男 1
- 賃金リスクが農村—都市間
労働移動に与える影響……………木 村 雄 一 33
- ボーコック以後の
ジェームス・ハリントン研究(2)……………竹 澤 祐 丈 47
- ポスト冷戦の米国の対中輸出規制政策……………馬 紅 梅 63
- 土地市場が存在するもとの
トダロ・パラドックス発生の可能性……………井 上 裕 一 82
-

平成14年4月

京 都 大 学 經 済 學 會

ポーコック以後のジェームス・ハリントン研究(2)

——統治組織論と宗教性——

竹 澤 祐 丈

I はじめに

II ポーコック解釈の批判者たち：ユートピア主義者，近世共和主義者

(以上，第169巻3号)

III ポーコック解釈の継承者たち：混合政体論者，イングランド共和主義者

IV おわりに

(以上，本号)

III 継承者たち：混合政体論者，イングランド共和主義者

ポーコック解釈の継承者たちは，その視点をポーコックに負いながら，ポーコックの議論の枠組みを補強・増補する立場を基本的には取っている¹⁾。しかし，ハリントンの思想における統治組織論と宗教性の特異な連関に関するポーコック自身の説明——〈世俗的に表明された宗教性〉——は議論の前提とされながらも，継承者の議論は，自覚的あるいは無自覚的に，ポーコック・テーゼに対する一定の留保や離脱を示す解釈をも含んでいる。興味深いことに，〈世

1) 現代政治理論的関心からのハリントン研究には，例えば，的射場敬一，「ハリントンの共和主義思想(1)」，『早稲田政治公法研究』，9号，1980年，25-35ページ；同，「ハリントンの『土地所有=権力』論」，『早稲田政治公法研究』，10号，1981年，93-104ページ；同，「ハリントンの国家形態論」，『早稲田政治公法研究』，12号，1983年，187-205ページ；同，「ハリントンの共和主義思想」，渋谷浩編，『啓蒙政治思想の形成』，成文堂，1984年，105-137ページ；同，「ハリントンのイスラエル共和国論(1)」，『早稲田政治公法研究』，23号，1987年，67-94ページ；同，「ハリントン——国家形態と歴史——」，藤原保信・飯島昇蔵編，『西洋政治思想史(1)』，新評論，1995年，240-255ページ，同，「『革命』としての内乱——ハリントンのイギリス史への視座——(1)，(2)」，『政経論叢(国士館大)』，102号，1997年，27-57ページ；103号，1998年，61-82ページ，などがある。

俗的に表明された宗教性)というポーコックの概念化を支えている「時間認識」に拘る議論や、〈継承〉と〈断絶〉の両側面を持ったマキャヴェッリアン・モーメントに関する議論は、継承者において重要な位置を占めていない。そこで、継承者の議論が、前節で分析したポーコック解釈への批判にどのように答えているのかに注目しながら、マーク・ゴールディ (Mark Goldie)、ジェームス・コットン (James Cotton)、福田有広、そしてブレアー・ウォーデン (Blair Worden) の議論を順に見てみたい。

ゴールディは、宗教改革の理念がハリントンの統治組織論にとって重要であることを指摘しながら、その世俗性と宗教性との特異な連関に焦点を当てる²⁾。つまり基本的な議論の枠組みは、『マキャヴェッリアン・モーメント』で示されたポーコックの解釈を、ヨーロッパ政治思想における「市民宗教 civil religion」の歴史的意義と関連付けながら敷衍するものである。そのことはまた、ハリントン研究史上の問題点を取り除くことをも意味している。ゴールディによれば、「ハリントンが人文的共和主義と織りあわせた市民神学 the civil theology をポーコックが発掘したにもかかわらず、精力的に古典化されたハリントンの徹底的なマキャベッリ主義は、キリスト教的摂理主義とは著しく異なる政治的理解の様式として一般には理解されてきた。」³⁾

ゴールディは、ハリントンのマキャヴェッリ主義をキリスト教的摂理主義と対立すると〈誤解〉している解釈の一例として、デーヴィスの議論を挙げている⁴⁾。しかし既に見たように、デーヴィスのポーコック批判に対する上記のような理解は不正確である。デーヴィスは、宗教改革者の側面を持った思想家のなかで、なぜハリントンだけが理想的な統治組織の詳細なプランにその議論を収斂させていたのかという疑問にポーコックは積極的に答えていないことを批判したのであって、ゴールディが不正確に要約したように世俗性を宗教性と対

2) Mark Goldie, 'The civil religion of James Harrington', in Anthony Pagden ed., *The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe* (Cambridge, 1987), p. 199.

3) *ibid.*, p. 203.

4) *ibid.*, n. 14.

立的に把握していたのではない⁵⁾。加えて、ハリントンにおける世俗性と宗教性の連関の特徴は、同時代の共和主義者とのある種の対照性を示しているにもかかわらず、ポーコックの解釈はこのことを十分に説明していないというのが、デーヴィスの批判であった。

ゴールディによる不適切なデーヴィス批判は、その議論が、ネヴィルを除いてハリントンと同時代共和主義者との比較作業を欠如させていることに起因している。ゴールディがヘーゲルから援用した「市民宗教」的思考の形成期として17世紀中葉のイングランドを解釈する是非を直接問わないとしても、よき市民たることに関する価値体系としての「市民宗教」の体現者であることと、統治組織の詳細なプランに議論を集中させることとは同じではない。そして宗教戦争としてのイングランド革命期の共和主義者たちは、程度の差こそあれ、押し並べて、「市民宗教」的価値観を生み出すのに寄与したと後世から解釈し得る要素を持っている。まして王政復古を分岐点として宗教を取り巻く状況が劇的に変化を遂げることを踏まえるならば、同時代の共和主義者との比較を欠いたゴールディのハリントン解釈は、遡及的議論という色彩を払拭できない⁶⁾。したがってゴールディの議論は、統治組織論と宗教性の特異な連関の分析がハリントンの思想を理解する上で不可欠であるという重要な指摘をしているにもかかわらず、ポーコック批判者に応えているとは言えない。

コットンは、ハリントン自身の諸著作の意義を、第一に、政治思想史の文脈(context)——とりわけアリストテレス、マキャヴェッリ、ホッブスとの比較——において、第二に、ハリントンの同時代の刊行物に示された様々な反応という文脈において分析を試みる⁷⁾。位相の異なる二つの文脈を設定した理由を

5) 本稿第II節を参照せよ。

6) 例えば、John Spurr, *The Restoration Church of England, 1649-1689* (New Haven, 1991), ch. 1; Isabel Rivers, *Reason, Grace, and Sentiment: a study of the language of religion and ethics in England, 1660-1780*, vol. 1 (Cambridge, 1991); Neil Lettinga, 'Covenant Theology Turned Upside Down: Henry Hammond and Caroline Anglican Moralism: 1643-1660', *Sixteenth Century Journal*, 24 (1993), 653-669 を参照せよ。

7) James Cotton, *James Harrington's political thought and its context* (New York, 1991), p. 39.

コットンは次のように説明する。文脈を重視する方法論を共に唱えながらも、「特定の【思想の】継続性の中での革新と変化を強調する」ポーコックと、「最も身近な環境にテキストを拘束させる」スキナーとの両者を併用することが、政治思想史上の著作を理解する上で不可欠だからである⁸⁾。

まずコットンは、ハリントンの共和主義が基本的に「古典的」性格を持つことを指摘する。それは、彼の主著『オシアナ共和国』が、アリストテレス的な「統治組織 polity」論であること⁹⁾、そして「より多くのジェントリ」という選良を著作の読者に想定することによる¹⁰⁾。またハリントンが政体の「永続性 immortality」を主張することにもその「古典的性格」が現れている。もっとも、コットンによれば、この「永続性」をハリントンが确实視したことは、単にその蓋然性を主張した古典古代の思想家とニュアンスが異なることも事実であり、その解釈の変容は、マキャヴェッリやホッブズをハリントンが意識していたことに関係がある¹¹⁾。つまりコットンは、マキャヴェッリやホッブズから様々な影響を受けながらも、ハリントンが古典的性格を保持した証左として「永続性」の確信を解釈するのである¹²⁾。

この「永続性」の指向は、マキャヴェッリにとっては「虚しい試み」であり、「可死の神 immortal God」として政体を描くホッブズの視角とも相容れない。これに対して、ハリントンは、「官職輪番制 the rotation of the offices」と「土地基本法 Agrarian Law」とによって「永続性」を確保することが可能であると考える¹³⁾。さらにハリントンのこの主張は、コットンによれば、宗教性に関するホッブズとの重要な相違に由来する¹⁴⁾。それは、ハリントンの宗教性

8) *ibid.*, p. 40.

9) *ibid.*, p. 43.

10) *ibid.*, pp. 58-64.

11) *ibid.*, pp. 64-69.

12) この点において、コットンの解釈は、デーヴィス、スコット、そしてレイのように、マキャヴェッリやホッブズを分岐点として共和主義を「近世」と「古典的」とに分けた上でのハリントン解釈とは異なる。

13) *ibid.*, p. 84.

14) *ibid.*, pp. 94-104.

が、「公的な public, シヴィックな civic」性格を持つものに対して、ホッブズのそれは、「個人的 private」である点である¹⁵⁾。つまり、前者は、人間の行為を「共通の権利と神の声」を重視するように積極的に方向づけるのに対して、後者は、消極的に、つまり特定の行為を禁止することによってしか方向づけない¹⁶⁾。結果として、ハリントンの理論においては、「永続性」の確保が統治の上部構造の設計という人間の積極的行為によって成し遂げられることになる¹⁷⁾。

以上の「政治思想史」的分析を踏まえて、コットンは、「永続性」の確信を支えるハリントンの「シヴィックな」宗教性の存在が同時代人の反応によって裏書きされると解釈する¹⁸⁾。ヴェインとハリントンとの主要な論点は、コットンによれば、「聖徒の独裁」を認めるか否かという単純な問題ではなく、前者が「共通の権利と神の声」を重視するような人間を形成する過渡的手段として統治機構を位置づけるのに対して、後者は、それを必要十分条件であるとする点にある¹⁹⁾。またバクスター、ロージャーズ、ヘンリ・スタップ (Henry Stubbe, 1632-1676) のハリントン批判もまた、「シヴィックな宗教と個人的なそれ」との対立であった²⁰⁾。

コットンは、ハリントンの宗教性を同時代の「個人的な」宗教性と対置することによって、その思想における統治組織論と宗教性の特異な連関の一端を明らかにした。しかしその議論は、ボーコック批判者の議論が現れる前に形成されたことから²¹⁾、その特異な連関を体系的に論ずるには至っていない。

福田は、ボーコックのシヴィック・ヒューマニズム概念の構成要素の一つで

15) *ibid.*, p. 112.

16) *ibid.*, pp. 112-118.

17) *ibid.*, p. 124.

18) *ibid.*, p. 219.

19) *ibid.*, pp. 160-166. 別稿のボーコックの議論や、今井宏、『イギリス革命の政治過程』、未来社、1984年、第6章、も参照せよ。

20) *ibid.*, p. 219.

21) 本稿で取り上げたコットンの著作は、1991年に公刊されるが、その「序文」が示すように、基礎となった博士論文(1978年)以降の研究動向は踏まえていない。

ある、アリストテレスに始まる混合政体に関する古典的理論を分析視角として取り出し²²⁾、ハリントンの思想を、内乱期の政体論の二つの系譜——国王大権と臣民の自由との間の均衡と説くフォーテスキュ的議論と、「統治機構内の機能分化 functional division」と「平時における国内の安定 internal stability in peacetime」とをその核心とするポリビュオスの議論²³⁾——を意識しながら、ホッブズとの理論的共有と齟齬とを体系的に把握し、ハリントンの混合政体論 the theory of mixed government の特質を明らかにすることを試みる。福田によれば、ポリビュオスの均衡論を採用しながら、ハリントンは、「混合政体に関する古典理論を絶対主権論に融合」させたのである²⁴⁾。

〈獲得によるコモンウェルス commonwealth by acquisition〉というホッブズ概念を共有しながらも、内乱の勝利者＝ランプ議會を「共通の権力 the common power」の保持者と同定するホッブズの結論にハリントンは異論を唱えたことに、福田はその獨創性を見る²⁵⁾。つまりハリントンは、ランプ議會を、内乱の勝利者とは認めないものの、「共通の権力」の担い手ではないと見なす。なぜなら「共通の権力」の保持者たる圧倒的に強大な軍事力保有者は、土地所有の平準化が進んだ17世紀イングランドにおいては存在しないからである。そこで、福田によれば、統治に十分な軍事力の存在を（ホッブズのように）前提としないで安定した統治を実現するための方策を提示したのがハリントンなのである²⁶⁾。

22) Arihiro Fukuda, *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars* (Oxford, 1997), p. 8.

23) *ibid.*, pp. 8-29.

24) *ibid.*, p. vii.

25) *ibid.*, pp. 6, 68-72. また、福田有広、「歴史の中の『ユートピア』——マッシュウ・レンのハリントン批判について——」, 佐々木毅編, 『自由と自由主義——その政治思想的諸相——』, 東京大学出版会, 1995年, 97-122ページも参照せよ。

また、内乱とハリントンの思想との関係について、鈴木朝生, 「内戦の歴史と歴史の内戦——十七世紀イングランドの場合——」, 『年報政治学』, 2000年, 15-38ページ, 特に32-33ページ, も参照せよ。そこで示された鈴木朝生のハリントン解釈は、言及がないが、既に発表されている福田のそれと重なる部分が多い。

26) Fukuda, *Sovereignty and the Sword*, pp. 72, 89-90.

このハリントンの主張は、福田によれば、次の様なホッブズ理論の読み替えによって支えられている。ハリントンは、「恐れ fear」が人々を主権的権力への服従に駆立てるとするホッブズの見解を受け入れながらも、「恐れ」を生み出す原因に注目する²⁷⁾。それが、「必要性 necessity」である。つまり、ハリントンによれば、「人間の服従は恐れという脅迫はもちろんのこと必要性を満たすことによって保証され得るのである。」²⁸⁾ しかも、福田によれば、ハリントンは、ホッブズ的な「服従 obedience」の意味自体にも変更を加える。つまり、「ハリントンにとって服従とは、平等の状態においては、命令による服従を意味しない……」²⁹⁾。圧倒的な軍事力の主体が存在しない平等の状態においては、「服従」とは自主的な選択行為の結果なのである。次に、その選択行為の基準を何に置くかが問題となる。それは、服従の源泉としての「利益 interest」である³⁰⁾。「共通の利益 the common interest」が確保されれば、誰一人として主権的権力に抵抗を試みることはない。より強大な強制力を提示することは不可能に思われたので、その代わりに、福田によれば、ハリントンは、「共通の利益」である「安寧と秩序 peace and order」を確保するために必要な「国制上の取り決め constitutional arrangements」にその議論の焦点を合わせたのであった。福田による以上の分析視角は、ハリントンの宗教性を論ずる際にも適用され、その議論の方向性を規定すると同時に、その解釈上の問題点をも生み出すことになる。

福田によれば、ハリントンの宗教性もまた、「キリスト教的信仰 Christianity に関するホッブズの解釈を大部分受け入れ」ている³¹⁾。しかし、ホッブズにおいて、「良心 conscience」の概念が「政治的服従 political obedience」と「個人的な信仰 private faith」との二領域に属しながらも両者を分別し得ると

27) *ibid.*, p. 76.

28) *ibid.*, p. 78.

29) *ibid.*, p. 93.

30) *ibid.*

31) *ibid.*, p. 146.

するのに対して、ハリントンは、「政治的服従の領域」における「良心」の概念を「利益」と同定する³²⁾。結果として、福田によれば、ハリントンは「利益は服従の領域に属し、良心は個人的な信仰の領域のみに属する」と説明することができた³³⁾。以上のようにして、宗教性の議論もまた、「共通の利益」の確保を目指す統治組織論に吸収されていき、宗教的寛容の主張も、圧倒的な軍事の主体＝安定的な統治の担い手の存在しない平等の状態においては、自主的な「服従」を調達するために「必要不可欠」な課題であったと福田は結論づける。

福田は、一方で〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの概念に全面的に依拠することによって、「混合政体に関する古典的な理念」を追求する制度主義者としてハリントンを描くことができ、その結果としてその思想の一面を明快に分析することに成功した³⁴⁾。つまり、福田は、ハリントンの統治組織論の特徴を明確に理解することに関して、ポーコックの議論の〈難解さ〉を取り除いたと言えよう。

しかし他方で、この福田の議論の〈明快さ〉は、ポーコックの複雑な議論

批判者に従うならば、その曖昧さ——が享受していた解釈上の利点、それは制度的取り決めと人間の自律性の確保との間に架橋すること、換言すればハリントンの思想における統治組織論と宗教性の特異な連関を把握すること、を放棄することを意味する。結果として、福田の議論は、ハリントンの「近世共和主義」の性格を強調するスコットやレイによるポーコック批判に対して十分に答えていない³⁵⁾。つまり、「ハリントンのような意味で『共和主義』者

32) *ibid.*

33) *ibid.*

34) *ibid.*, p. 8.

35) したがって、「共和主義的であるという通常の含意に照らして、如何なる意味において、オシアナの市民たちが公共精神に依拠し有徳の個人であると認識し得るのか」、つまり、ハリントンの如何なる意味で古典的共和主義者であるのかという疑問にも答えていないという批判を招く (Glenn Burgess, 'Review article', *Parliamentary History*, 18 (1999), p. 213.)。また同様の疑問を含む二つの書評 Deborah Baumgold, 'Review article', *Albion*, 31 (1999), 94-95; Jonathan Scott, 'Review article', *English Historical Review*, 115 (2000), 660-662 も参照せよ。

なお全二者については、福田有広氏御本人からご教示を頂いた。

であり、それがどのような『共和主義』なのか、という問題は……とりあげられていないからである³⁶⁾。また、福田のハリントン解釈は、ホップズとの理論的異同を中心に論じられるため、17世紀イングランドにおける世俗性と宗教性に関する多様な結びつきを踏まえたデーヴィスによるポーコック批判にも答えていない³⁷⁾。

これらの批判を踏まえて、ポーコックの議論が享受していた解釈上の利点である、ハリントンの思想における制度的な取り決めと人間自身の自律性の確保との連関を明らかにする視角を継承し、両者に再架橋を試みる——それは同時にハリントンの統治組織論と宗教性の関係を統一的に分析することでもある——のは、ウォーデンによって行われる。

ウォーデンは、古典的共和主義に関する諸論考において、17世紀イングランド共和主義の全体像を把握するためには、政治認識と宗教性との特異な関係を分析することが不可欠であることを一貫して主張してきた。別の観点から言えば、ウォーデンの問いかけは、ピューリタン革命という同時代的事件とイングランド共和主義との関係を常に意識していたということが出来る。つまり、ウォーデンによれば、「ピューリタン支配が [イングランドの] 共和主義を生み出したのである。」³⁸⁾したがって、17世紀イングランド共和主義の全体像を把握するためのウォーデンの課題は、どのようにしてピューリタンの政治的宗教的主張から共和主義者の独創性を分別するかのということになる。

ウォーデンはまず、共和主義者とピューリタンの共通点を、「贅沢と怠惰に対する嫌悪」, 「黙示録的動機 the apocalyptic moments」, 「宗教的独立 [の主張]」に見る³⁹⁾。これに対して相違点は、合理主義的 (=無神論的) な共和主

36) 福田有広, 「ジェームズ・ハリントンの『equality』」, 『創文』, 304号, 19ページ。

37) 「永続性 immortality」の強調が『オシアナ』のみに存在するのでその分析を除外した (Fukuda, *Sovereignty and the Sword*, pp. 159-161) としても、依然として、デーヴィスのハリントン批判に充分に答えているとは思われない。詳細は、本稿第II節を参照せよ。

38) Blair Worden, 'Marchmont Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1656', in David Wootton ed., *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776* (Stanford, 1994), p. 45.

39) *ibid.*, p. 47.

義者の主張——人間の理性的な力の強調と、「聖職者中心主義 clericalism、偏狭さ、そして聖書中心主義 theological hegemony」への批判——である⁴⁰⁾。つまり、「政治・歴史哲学における合理主義者である古典的共和主義者たちは、宗教においても合理主義者であったのである。政治において、彼らは、神授権 divine right や世襲君主政の神秘性がうわべだけに過ぎないことを暴露することを目指し、宗教においては、三位一体の教義の神秘性に異議を唱えたのであった。」⁴¹⁾ 加えて共和主義者たちは、「カルヴァン主義者の予定説」, 「宗教上の非寛容、聖職者による政治的・知的な選良としての自負 pretension にも異を唱えたのである。」⁴²⁾ 17世紀イングランドの共和主義者に固有のこれらの特徴は、一見、かれらの非宗教性、無神論的性格を裏書きしているようにも見える。

ところが実際は逆であって、この非宗教的に見える彼らの主張は、ピューリタニズムとは別種の宗教的確信に裏付けられた主張なのである。つまり、「かれら [共和主義者] の聖職者への批判は、聖職者が宗教 [的要素] をより重視したからなのではなく、悪用したことに向けられていた。共和主義者にとって、政治とは崇高な宗教活動なのである。」⁴³⁾ とくにハリントンの場合、ウォーデンによれば、「神は彼の思想の源泉であり、歴史の動きというものは神の恩恵 providence によって導かれていると [ハリントンは] 信じていた。ところが、神は、代理的な仲介手段 the secondary agencies、つまり神自身が『創造した』『人間の深慮 human prudence] をとおして働きかけるのである。」⁴⁴⁾ この能力を用いて、人間は、完全かつ永続的な共和国を設立するように努力するこ

40) *ibid.*

41) Blair Worden, 'Classical Republicanism and the Puritan Revolution', in Hugh Lloyd-Jones, Valerie Pearl, & Blair Worden eds., *History and Imagination: Essays in honour of H. R. Trevor-Roper* (London, 1981), p. 195.

42) *ibid.*

43) Blair Worden, 'English Republicanism', in J. H. Burns with Mark Goldie ed., *The Cambridge history of political thought, 1450-1700* (Cambridge, 1991), p. 472.

44) Blair Worden, 'James Harrington and The Commonwealth of Oceana, 1656', in Wootton ed., *Republicanism, Liberty, and Commercial Society*, p. 84. 以下も参照せよ、Blair Worden, 'Harrington's Oceana: Origins and Aftermath, 1651-1660', and 'Republicanism and the Restoration, 1660-1683', both in *ibid.*, pp. 111-138, and pp. 139-193.

とを義務づけられていた。つまり、「ハリントンが宗教に期待したことは、人間を聖徒 saints にすることではなく、市民 citizens にすること」であり⁴⁵⁾、また「完全な統治を達成することは、神によって市民に付与された本性を発揮すること」でもあった⁴⁶⁾。そして、「市民=自由土地保有者が世俗的な自己実現 the secular self-fulfilment of citizen-freeholders」へ至る経路は、同時に、「墮落 the Fall からの回復」の経路でもあった⁴⁷⁾。以上を踏まえて、ウォーデンは、共和主義者とピューリタンとの関係を次のように結論づける。「共和主義とピューリタニズムの道徳的な論調が類似しているからといって、神学上の類似点が多いわけではない。……政治と同様に宗教における偶像崇拜の反対者として、[ハリントンを含む]共和主義者たちは、人間の理性を通して、教義上の神秘性が無内容であるということを暴露しようとしていたのであった。」⁴⁸⁾

ウォーデンの議論は、ハリントンの思想全体を理解するために、人間観と制度主義的指向とを関連付けて説明する必要性を明確に意識しながら、ハリントンを、同時代の思想的、歴史的な文脈⁴⁹⁾と関連付けることに一応の成功を収めたといえよう。彼の議論は、ハリントンと同時代の共和主義者たちが、その思想の中核部分に、統治組織論と宗教性との特異な結合をもっていたということを説得的に説明した。それだけではなく、ウォーデンは、「自然・本性における [神の] 足跡 footsteps in nature」を学び取ることを通して完全な統治を実現する方法をわれわれに教えることが出来る「人間の深慮」に触れながら、人間の制度設計指向と神との影響関係をも示唆した。換言すれば、このウォーデン

45) Worden, 'Harrington and *Oceana*', p. 85.

46) Worden, 'English Republicanism', p. 472.

47) *ibid.*

48) *ibid.*, p. 474.

49) 17世紀イングランド史を理解するためには宗教思想の文脈の分析が不可欠であるというウォーデンの強調は、例えば、以下の諸論文からも看取できる。Blair Worden, 'Toleration and the Cromwellian protectorate' in W. J. Shiels ed., *Persecution and Toleration: studies in church history* (Oxford, 1984), pp. 199-233; *idem.*, 'Oliver Cromwell and the sin of Achan', in Derek Beales & Geoffrey Best eds., *History, Society and the Churches* (Cambridge, 1985), pp. 125-145; *idem.*, 'Providence and Politics in Cromwellian England', *Past & Present*, 109 (1985), 55-99.

の試みは、制度主義者としてのハリントンの側面と古典的共和主義的人間観とが併存し、かつ矛盾しないということを示すことであった。これによって、同時代の文脈におけるハリントンのおおまかな位置が、神の絶対性と人間の理性的な力の双方を強調する思想家の中にあることが明らかとなった。

しかし、ポーコックの解釈に対する批判者たち、特にスコットやレイが問題視する古典的共和主義と近世共和主義の分別に関する議論や、その議論の前提であるマキャヴェッリとハリントンとの関係に関する議論は、ウォーデンによっては触れられない。つまり、ウォーデンにとっては、ハリントンやその同時代共和主義者たちは、〈古典的〉か〈近世〉かという歴史的区分よりも、「イングランド共和主義」として概括されるべき対象なのである⁵⁰。したがって、ハリントンの思想における統治組織論と宗教性の特異な連関の存在を明確化することには成功したといえるが、なぜハリントンだけが制度設計思考を同時代共和主義者の中で顕著に有していたのかというポーコック批判者が問題視する点に関して、十全な反論をしているとは言い難い。

本節で取り上げたポーコックのハリントン解釈の継承者の議論は、基本的にはポーコックの議論の枠組みを踏まえて展開されていたので、〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの概念化そのものを全面的に問い直す議論はおこなわれていない。ゴールディや福田は、ポーコックによるこの概念化に全面的に依拠して、さらに限定的な論点を扱うので、その概念化そのものを疑問視するポーコック批判者の問いかけには充分答えるものとはなっていない。

これに対して、ウォーデンとコットンは、同時代におけるハリントンの思想の評価の欠如というポーコック批判に応え、同時代におけるハリントンの占める位置を明らかにしようとした。ウォーデンは、特に、ポーコックが問題とした〈ハリントンにおける統治組織論と宗教性の特異な連関〉を検討課題とし

50) 1450年から1700年までのヨーロッパ政治思想を概観する著作において、ウォーデンが「古典的」あるいは「近世共和主義」ではなく、あくまでも「イングランド共和主義」という表題の下に寄稿しているのは示唆的である (Worden, 'English Republicanism')。

て受け止め、〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの議論の枠組みを補強する積極的な分析を試みた。またコットンは、ハリントンの宗教性をめぐるポーコックの議論の弱点を補強することを試み、ハリントンとヴェインなどの同時代人との対立点が、「シヴィックな宗教と個人的な宗教」にあったという興味深い結論を示した。ところが、コットンやウォーデンの解釈もまた、〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの概念化に対する疑問や、「同時代共和主義者の中で、なぜハリントンだけが制度設計思考を顕著に有していたのか」というポーコック批判者の異議に十分に応えているとは言えない。

IV おわりに

本稿では、ハリントン研究の進展のために、最も体系的かつ網羅的であるジョン・ポーコックの解釈の枠組み、とりわけ、ハリントンの思想における統治組織論と宗教性との特異な連関を把握するために用いた、〈世俗的に表明された宗教性〉という概念化によって残された課題を明らかにすることを目的とした。そしてその課題が、ハリントンの思想を同時代共和主義者との関係で分析することであることを明確化した。

別稿での整理を踏まえて、第Ⅱ節では、このポーコックのハリントン解釈に対する批判的見解を扱った。批判者たちは、様々な論点を提起しながらも、一様に、〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの概念化に対して異論を唱えている。特にスコットは、同時代共和主義者との関係について、ハリントンだけがホブズ主義、制度主義、「形式主義」という特徴をもっていることを指摘しながら、ハリントンは、ポーコックが解釈するような「卓越した」存在ではなく、「例外的存在」であるという異なる解釈を提出した。

これに対して、第Ⅲ節では、基本的にはポーコックの枠組みのなかでの解釈を目指す継承者の議論を分析した。ウォーデンによる同時代共和主義者の中でのハリントンの位置づけや、コットンによる「シヴィックな宗教と個人的な宗教」との同時代における対立の存在の指摘などの興味深い解釈が示されたとは

いえ、ポーコック批判者が提起した〈世俗的に表明された宗教性〉という概念化に対する批判に、継承者の議論が充分に応える議論を展開しているとはいえないということが明らかとなった。

別項や本稿で分析したハリントン研究史を踏まえて、残された課題を指摘したい。まず強調すべきことは、ハリントンの思想における統治組織論と宗教性との特異な連関を、〈世俗的に表明された宗教性〉として概念化したポーコックの研究視角は依然として有効な認識図式であることである。ポーコックは、古典古代からルネッサンスを経た共和主義という外来の思想が、イングランドという特異な「世俗性」をもつ異なる環境のなかで、既存の思考の枠組みとどのように融合（単なる思想の受容ではない）していったのかというテーマの代表人物としてハリントンを解釈した。そして、古典的共和主義の言説が17世紀イングランドの千年王国主義の時間認識と融合した過程を描写するために必要な概念化を施した。それが、宗教性の発現形態として統治組織論を把握する〈世俗的に表明された宗教性〉であった。

しかし、批判者の議論が明らかにしたように、〈世俗的に表明された宗教性〉というポーコックの概念化は、ハリントンの同時代における位置づけ、とりわけ同時代共和主義者との関係を説明する際には、いくつかの問題点を抱えていることも事実である。特に、ポーコックは、「選ばれた国家」の構成員の資質という視点から、ハリントンとヴェイン、あるいはミルトンとを峻別し、その違いを古典的共和主義者としてのハリントンの「卓越性」を示すものと解釈した。ポーコック同様に、ハリントンとヴェインとの関係を分析したコットンは、両者の対立の存在をポーコック同様に認めるものの、その対立点を人間の行為を積極的に方向づける「シヴィックな」宗教性（ハリントン）と「個人的な」それ（ヴェイン）との間に見る。これに対して、スコットもまた、ハリントンと同時代共和主義者との相違を認めるものの、その対立は、ポーコックが解釈したようなハリントンの「卓越性」の故ではない。スコットによれば、両者の関係は、制度・形式を忌避する反形式主義を共有する同時代共和主義者に対す

る「例外的存在」としてのハリントンの立場を示唆しているのである。しかし、いずれの論点を検証するにしても、どんな意味であれ、対照的に把握されてきたハリントンとヴェインとの共通点と相違点とを共に分析することが中心となる。

この課題を扱う際に留意すべきことは、ウォーデンが先鞭を付けたように、17世紀イングランドの共和主義者の共通性と同時に相違点をも確認しながら、その中でハリントンの特質を確定するという視角である。それは、ハリントンの同時代における共和主義とは何かという問を意識しながら、伝統的に共和主義者と呼ばれてきたハリントンとその同時代人の関係を探ることでもある。

研究史を振り返れば、ハリントン、ミルトン、そしてヴェインは、いくつかの共通項の存在から広義の共和主義者として伝統的に分類されてきた。しかし同時に、ヴェインあるいはシドニーを「宗教的狂信派」、あるいは「ピューリタン」として共和主義者から除外する解釈も存在してきた⁵¹⁾。この対立する解釈の併存は、17世紀イングランド共和主義をどのように定義するのかという難問に対する解釈の相違に起因する。そこでウォーデンは、ハリントンの時代の共和主義を定義することの困難を指摘し、緩やかな定義を採用することを勧めている⁵²⁾。ウォーデンによれば、第一に、自らが政治腐敗の時代にいるという確信、第二に、古典古代の政治的実践を参照することにより国家の指導者がイングランドを「浄化」、「改革」することができるという確信、第三に、自山と徳の回復の前提条件として共和主義的統治機構が不可欠であると見なす点、第四に、自由と徳とが密接に関連していることの必要性、第五に、自由と徳の問題が個人的利益の公共善への従属と結びつくとした点が17世紀イングランド共

51) シドニーを共和主義者として同時代の文脈に位置づけようとするのは、既に言及したスコットの業績である (Jonathan H. Scott, *Algernon Sidney and the English Republic, 1623-1677* (Cambridge, 1988); *idem*, *Algernon Sidney and Restoration crisis, 1677-1683* (Cambridge, 1991))。

52) Worden, 'Marchamont Nedham and English Republicanism', p. 46. イングランドに限定されているわけではないが、共和主義全般の研究動向の紹介として有益なものは、佐々木武、『近世共和主義——『君主のいる共和国』について——』、『岩波講座世界歴史16 主権国家と啓蒙』、岩波書店、1999年、223-246ページである。

和主義者の共通項である。

ところが、ポーコック批判者の議論の検討から、統治組織論に位置づけに関する解釈の相違がハリントン解釈の争点となっていることが明らかになった。そこでウォーデンの指摘した第二と第三の共通項は、暫定的に次のように読み替えられるべきであると考え。第二の共通項は、統治組織論を含む古典古代の政治的实践を参照することにより国家の指導者がイングランドを改革することができるという確信とすべきであり、第三のそれは、自由と徳の回復の前提条件として共和主義的統治機構がある種の役割を果たす（「不可欠」というレベルではなく）とされるべきである。したがって、この緩やかな定義を踏まえて、ハリントンの思想における統治組織論と宗教性の特異な連関の分析は、同時代の共和主義者たち、特にポーコックによって対立の側面のみが強調されたヴェインとの共通項と相違点を共に把握しながら、その特徴を明確化することに留意する必要がある。

またその作業を通してこそ、ハリントンだけが制度的取決めに議論を集中させていった理由を探るべきだというポーコック批判者の問い掛けにも充分応えることができるように思われる。 (完)

* 本稿は平成13年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。